

鳴門教育大学附属図書館児童図書室運営規程

平成16年 4月 1日

規程第 76 号

改正 平成19年 3月23日規程第 39号

令和元年12月19日規程第105号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学附属図書館規則（平成16年規則第7号）第4条第2項の規定に基づき、鳴門教育大学附属図書館児童図書室（以下「児童図書室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(運営)

第2条 児童図書室に、児童図書室長（以下「室長」という。）を置き、室長は、附属図書館長の統括の下に、児童図書室の運営に関する業務を掌理する。

(室長)

第3条 室長は、教授又は准教授のうちから、学長が指名する者をもって充てる。

2 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(細則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。